

令和5年度
長岡市新事業分野開拓事業者認定制度
公募要領

長岡市商工部産業支援課

1 制度の概要

長岡市は、製造業及び情報サービス業を営む中小企業等の新たな販路の開拓を支援するため、高い新規性など、市が定める基準を満たす新商品を生産・提供する市内の事業者を認定します。認定を受けると、

- 認定された商品を長岡市のホームページに掲載して周知します。
 - 認定期間中、競争入札によらない随意契約により市の機関が調達することができます。
- ※認定をもって、市の調達が確実に行われるものではありません。

2 認定を受けようとする事業者の要件

業種	製造業又は情報サービス業
申請者	市内に事業所を有し、市の機関において購入が見込まれる物品又は役務を生産・提供する市内中小企業者等
申請対象商品	次に掲げるいずれかに該当する商品 (1) 市又は市から補助を受けて企業を支援する機関・団体から、新製品開発に係る補助金又は制度融資等を活用するなどの支援や、秀でたものとして認定等を受けた商品 (2) 国、新潟県、公益財団法人にいがた産業創造機構などの公的機関が関与し、開発又は事業化した商品
認定基準	次に掲げる全てを満たすこと (1) 市の機関で使途が見込まれる商品であること。 (2) 市場に無いもの又は既存商品とは著しく異なる使用価値を有するもの (3) 技術の高度化や生産性の向上、市民生活の利便の増進に寄与するもの (4) 生産・提供及び販売の方法が資金調達の方法などが適切であること (5) 販売開始して概ね 5 年以内であるもの

○補助対象となる中小企業者等とは

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成 18 年 4 月 26 日法律第 33 号)第 2 条に規定する中小企業者(個人事業主を含む)のほか、その中小企業者 2 社以上からなる任意グループ又は中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条に規定する中小企業等協同組合をいいます。

○物品・役務について

物品とは、既製品として生産されるもの、役務とは、発注者の仕様により、生産・提供されるものをいいます。

3 認定期間

3 年間（2 年間延長可能）

4 募集期間

令和 5 年 4 月 3 日（月）から随時募集

5 応募の方法

認定申請書（様式 1）と添付資料を直接持参又は郵送により提出してください。

※書類に不備がある場合、申請を受け付けられない場合があります。

6 認定申請書提出後について

提出された申請書について、内容などを審査し、その結果を踏まえ、市長が認定し、書面でお知らせします。

7 認定後について

- ・認定されると、認定事業者及び新商品等を市のホームページ等に掲載します。
- ・認定事業者は、認定期間中、各年度の3月31日までの納入等の実績について実績報告書（様式 2）により、御報告ください。

8 認定の有効期間の延長について

令和2年度に認定を受けた商品は、令和3年度で認定の有効期間が満了します。有効期間の延長（2年間）を希望する場合は、「5 応募の方法」のとおりに応募してください。

9 その他

- ・認定申請書等の様式は、長岡市ホームページからダウンロードできます。（電子メール等でお送りすることもできますので、御希望の場合はお申し出ください）。
- ・本補助金の申請にあたっては、本募集要領のほか、「長岡市新事業分野開拓事業者認定制度実施要綱」を御確認ください（長岡市ホームページで御覧いただけます）。

〈長岡市ホームページ〉

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/>

○様式等のダウンロードページへの進み方

- ・トップページ > 産業・ビジネス > お知らせ・リンク > 各種補助金

○条例・規則のページへの進み方

- ・トップページ > 市政 > 市政情報「条例・規則」

〈問い合わせ先・申請書の提出先〉

長岡市 商工部 産業支援課

〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト

長岡市役所大手通庁舎6階

T E L : 0258-39-2222 / F A X : 0258-36-7385

E-mail : shoko@city.nagaoka.lg.jp